

豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付要綱

平成24年 6 月18日24中事業第 181号
改正 平成27年 7 月 1 日27中事業第 180号
改正 平成29年 4 月 1 日28中事業第1214号
改正 平成30年 3 月30日29中事業第1017号
改正 平成30年10月 9 日30中事業第595号

(目的)

第1条 この要綱は、中央卸売市場豊洲市場の事業者団体、事業者団体で構成される市場内の団体又は出資法人が、移転対策事業の検討を外部のコンサルティング会社等へ委託することによる調査・提案・指導等に要する経費について、予算の範囲内で、知事がその経費の一部について豊洲市場移転対策事業調査委託補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該団体の取組を支援し、効果的及び円滑な移転対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において用いる用語の定義は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年12月1日条例第144号。以下「条例」という。）の定義によるもののほか、次のとおりとする。

一 出資法人

ア 東京都中央卸売市豊洲地市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、中小企業等協同組合及び中小企業等協同組合に類する事業者団体のうち、複数の業者又は団体が出資をして設立された法人であること

イ 条例第88条第2項に規定する市場施設の使用許可を受けていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる移転対策事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

- 一 新規事業展開に係る事業
- 二 構成員同士の共同事業の立ち上げ、事業基盤の検討に係る事業
- 三 新構成員間の事業基盤の強化（統合・大型化）に係る事業
- 四 環境対策・認証取得に係る事業
- 五 経営コスト削減に係る事業
- 六 広告宣伝に係る事業
- 七 雇用対策に係る事業
- 八 その他豊洲市場移転対策に係る事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

- 一 補助対象経費は、補助事業を検討するために必要と認められるコンサルティング会社等への委託経費とする。

二 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は別表のとおりとする。

三 前号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 移転対策事業調査委託実施計画書
- 二 コンサルティング業務委託に係る見積書
- 三 団体役員等構成員名簿

(補助金交付事業の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類について、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に疑義がないかどうかを審査し、補助金交付事業を決定したときは、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付事業決定通知書（第2号様式）により、その決定内容を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金交付事業とすることが不適当であると認めたときは、理由を付して、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その決定内容を補助事業者へ通知するものとする。

4 知事は、補助金交付の申請書の受領日から30日以内に当該申請に係る補助金交付事業の決定又は採用しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金交付事業決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を撤回するときは、当該補助金交付の決定通知受領後10日以内に、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付申請取下書（第4号様式）により、申請の取下げを行うことができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金変更承認申請書（第5号様式）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令)

第11条 知事は、第9条又は前条の報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、豊洲市場移転対策事業調査委託実績報告書（第7号様式）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 コンサルティング業務委託に係る契約書の写し
- 二 コンサルティング業務委託に係る成果品の写し
- 三 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書について、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付事業の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金交付額確定通知書受領後、速やかに、知事に豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条の規定による請求があった日から起算して30日以内に、補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第16条 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、豊洲市場移転対策事業調査委託補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、第16条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、第16条の規定により、補助金の交付の決定を取り消され、前7条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第19条 補助事業者が前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 補助事業者が第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(証拠書類等の保存)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第13条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(他の規定との関係)

第22条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

本要綱は平成24年6月18日から施行する。

（平成24年6月18日24中事業第181号）

本要綱は平成27年7月1日から施行する。

（平成27年7月1日27中事業第180号）

本要綱は平成29年4月1日から施行する。

(平成 29 年 4 月 1 日 28 中事業第 1214 号)

本要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 3 月 30 日 29 中事業第 1017 号)

本要綱は平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

(平成 30 年 10 月 9 日 30 中事業第 595 号)

別表

補助対象団体・出資法人	補助限度額
一般社団法人豊洲市場協会	5 0 0 万円
東京都水産物卸売業者協会	
豊洲市場青果連合事業協会	
東京魚市場卸協同組合	
株式会社水産卸ビジネスサポート	
一般財団法人東京都中央卸売市場環境整備協会	
一般社団法人豊洲市場 6 街区物流施設管理協議会	
一般社団法人豊洲市場 7 街区物流施設管理協議会	
上記以外の事業者団体 事業者団体で構成される市場内の団体 出資法人	3 0 0 万円